

茨城県立美浦特別支援学校いじめ防止基本方針

令和6年度版

茨城県立美浦特別支援学校生徒指導部

○ いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

I いじめに対する基本的な考え方

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的人権を著しく侵害し、人間として決して許されるものではありません。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こるものであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組んでいきます。
- 2 いじめを受けた児童生徒を守ることを第一に考え、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者や関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止と早期発見に取り組みます。
- 3 いじめが疑われる場合は、特定の教職員が抱え込まないように学校全体で組織として対応し、いじめの解消と再発防止に努めます。

II いじめの防止等のための基本事項

I いじめの未然防止のために

(1) 児童生徒が活躍できる学習活動の設定

- ① 自発的な活動を支える委員会活動を充実させ、児童生徒同士の絆を深める。
- ② 様々な体験活動（奉仕活動、自然体験など）を、実態に応じて体系的に教育活動に取り入れる。

(2) 道徳教育、人権教育の充実

- ① 道徳の授業や、日ごろの学習、朝の会、帰りの会などを通して「思いやる心」を育てる。
- ② 児童生徒の実態に合わせて、内容を吟味し授業を実施する。
- ③ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、実態に応じて学部・学年集会等で部主事・生徒指導主任・学年主任等が話をし、人権意識を高める。

(3) 職員の意識の向上

- ① 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 学部会や学年会等で児童生徒への関わり方についての振り返りを行い、不適切な関わりがなかったか相互に確認しあう。
- ③ いじめについての研修会等を実施し、いじめを見逃さない「目」を養う。

- ④ 学年・学部懇談等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ⑤ 管理職は、職員会議や研修会等の機会に、いじめに対して配慮すべきことについて話をし、教職員の意識の向上に努める。

2 いじめの早期発見のために

(1) いじめの調査等の実施

調査は発見の手立ての一つであると認識し、在籍する児童生徒に対する定期的な調査を、実態に応じて学期に1回実施する。

(2) 日々の観察

常に児童生徒の様子に目を配り、「児童生徒がいるところには、教職員がいる」体制を確立する。

(3) 家庭との連携

担任と保護者が日ごろから連絡を密にし、信頼関係を構築する。気になる内容については、電話連絡や家庭訪問等により、迅速に対応する。

(4) いじめ相談体制

教職員の言葉かけ等、児童生徒及び保護者が、相談を気軽に行うことができる環境を作る。(担任以外の積極的な言葉かけ)

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、情報モラル研修会等を行う。

3 いじめに関する対応

(1) 「いじめ防止対策会議」（以下「対策会議」という）の設置

① 構成員

校長、副校長、教頭、教務主任、学部主事、生徒指導主事、養護教諭、学校保健医、スクールサポーター（警察関係者）、その他校長が必要と認める者。

② 会議は必要に応じて校長が召集する。（実務担当者は生徒指導主事）

いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報があったときはその都度臨時会とする。また、部主事は月1回、企画会において各部の状況を報告する。

(2) いじめを発見したら

① いじめに関する相談を受けた場合は管理職及び生徒指導主事に報告し、事実関係の把握を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ③ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等配慮する。
- ④ いじめに係る情報を関係保護者と共有するため、調査結果や指導経過について関係保護者に伝える。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

3 重大事態への対処

- 重大事態とは
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (1) 調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- (2) 重大事態が発生した旨を、県教育委員会に報告する。
- (3) いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。
- (4) 加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。
- (5) 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時・適切な方法で伝える。
- (6) 調査結果については、県教育委員会を通じて、県知事に報告する。

- (7) いじめの被害を受けた児童生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。
- (8) 当該事態の事実に真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

4 学校評価における留意事項

いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

以上の評価を通して、いじめへの取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや学校の基本方針等についての見直しを図り、必要に応じて年間計画等の修正を行い、より適切ないじめの防止等の取組について検証する。